

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第46号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 県南広域振興局林務部
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成26年6月24日
  - (2) 本監査実施日 平成26年7月30日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年9月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが1件、161,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	廃棄物処理の依頼内容の確認を徹底するとともに、複数の担当による書類の精査を行い、再発防止に努めることとした。